

軽トラ朝市出店者の皆様へ

保健所への届出が必要となる場合があります。

食品衛生法が改正され、許可業種が見直されるとともに、新たに営業許可制度が創設されました。

これまで保健所への届出をしていなかった営業者も、今後は必要になる場合があります。

Q. なぜ届出が必要なのか。

A. 食品衛生法の改正により、原則として食品を取り扱う全ての営業者に「HACCP に沿った衛生管理」の取り組みが求められることになったため。

届出・許認可が必要となるか、各自チェックをしてください。

① 食品衛生法の要許可業種

- | | | |
|---|-----------------|---------------|
| 1. 飲食店営業 | 10. 食品の放射線照射業 | 21. 酒類製造業 |
| 2. 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 | 11. 菓子製造業 | 22. 豆腐製造業 |
| 3. 食肉販売業(未包装品の取扱い) | 12. アイスクリーム類製造業 | 23. 納豆製造業 |
| 4. 魚介類販売業(未包装品の取扱い) | 13. 乳製品製造業 | 24. 魚介類販売業 |
| 5. 魚介類競り売り営業 | 14. 清涼飲料水製造業 | 25. 魚介類競り売り営業 |
| 6. 集乳業 | 15. 食肉製品製造業 | 26. 集乳業 |
| 7. 乳処理業 | 16. 水産製品製造業 | 27. 乳処理業 |
| 8. 特別牛乳搾取処理業 | 17. 冰雪製造業 | 28. 特別牛乳搾取処理業 |
| 9. 食肉処理業 | 18. 液卵製造業 | 29. 食肉処理業 |
| | 19. 食用油脂製造業 | 30. 密封包装食品製造業 |
| | 20. みそ又はしょうゆ製造業 | 31. 食品の小分け業 |
| | | 32. 添加物製造業 |

② 食品衛生法の要届出業種

① 食品衛生法の要許可業種 と ③ 届出が不要な業種 以外の営業が届出の対象

③ 届出が不要な業種

- 食品又は添加物の輸入業
- 食品又は添加物の貯蔵・運搬のみをする営業(冷蔵・冷凍倉庫業は届出が必要な業種)
- 常温で長期間保管しても腐敗・変敗その他品質の劣化による食品衛生上の危害発生の恐れがない包装食品または、添加物の販売業(例:カップ麺・包装されたスナック菓子 ほか)

「営業届」と「営業許可」は異なります。

詳しくは、西濃保健所へ各自、問い合わせをお願いします。